

**○1番（朝長 勇君）〔登壇〕**

皆さんこんにちは。議長より登壇の許可をいただきましたので、1番朝長の一般質問を始めさせていただきます。

4月の選挙で初めて議員の立場をいただきまして、皆様の期待にこたえるべく、微力ではございますけれども、このふるさと武雄の発展のために、皆様のアドバイスをいただきながら全力で尽くしてまいりたいと思います。ぜひともよろしく願いしておきます。

それでは、武雄市民の期待を一身に浴びているかどうかはわかりませんが、私の一般質問を始めさせていただきます。

さて、今回の質問項目は、市民憲章の制定について。そして、項目としては、最後ということで今まで出てきた項目、ダブっている分が多くなっておりますが、その辺は適時割愛しながら進めていきたいと思っております。あとは子ども手当と給食費等の滞納問題、みんなの政策集について、これにつきましては全体の考え方と、みんなのバス、見守り隊、高齢者大学、そしてお結び課について質問させていただきます。そして最後に、市有地の維持管理について質問をさせていただく予定になっております。よろしく申し上げます。

それではまず、市民憲章についてでございますけれども、これは平成18年の旧武雄市、山内町、北方町の合併協定書の中で、新市において市民憲章は定めるということになっていたようでございますけれども、これについてこれまでの経緯と現状についての説明をお願いいたします。

**○議長（牟田勝浩君）**

角政策部長

**○角政策部長〔登壇〕**

合併協議の第24号において、「市章、市民憲章、表彰及び市の木・花等については、新市において定めるもの」というふうにされておりました、御指摘のとおりでございます。この間、検討いたしておりますが、平成19年に武雄市の総合計画を策定いたしております。その中で基本理念が示されておりました、この基本理念といたしまして「元気な、ぬくもりのある、人がかがやくユニバーサルデザインのまち」という、この基本理念が示されておりますので、そういうこともあつて制定は見送っておるといふ状況でございます。

**○議長（牟田勝浩君）**

1番朝長議員

**○1番（朝長 勇君）〔登壇〕**

今の答弁によりますと、総合計画、これですね。この中に「元気な、ぬくもりのある、人がかがやくユニバーサルデザインのまち」という基本理念があるので、制定していないということでしょうか。つまり、これが市民憲章のかわりということなのかどうか、そこを確認させていただきたいと思っておりますけど。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

そうですね、市民憲章に関してはある市とない市というのがありますけれども、私は議員と違って武雄に帰ってきてまだ4年半ぐらいしかたっておりませんが、一度として市民憲章の話が議会、あるいは市民から出てきたというのはありません。それよりも、例えば、男女共同参画の基本条例をぜひつくってほしいであるとか、そういう、もう少し市民憲章よりも一歩手前か後かわかりませんが、そういうのをつくってほしいということがいろんな市民の皆さんからは聞いておりますので、そういう意味からすると、市民憲章ということの有無が、今、武雄市がどこに行くのかということと必ずしもリンクはしていないのかなと思います。もしこれが必要不可欠であるとするならば、多分恐らく声が上がっていると思いますし、そして、これは答弁を最後にしますけれども、先ほど申し上げた人がかがやくユニバーサルの何とかという文言について、これがかわりになるということではないと思っています。あくまでもこれは総合計画の一つの考え方ですので、それがこれに取ってかわるというのはないというふうに認識をしております。

○議長（牟田勝浩君）

1 番朝長議員

○1 番（朝長 勇君）〔登壇〕

ありがとうございます。

私の質問の意図としましては、別に何でやっていないのかという意味で質問するつもりではございませんで、いろいろ調べましたところ、市民憲章というのが市民参加型の制定方式をとることによって、市民が、特に合併後ということもありまして、まちをどういうふうに持っていくか、いろんな思いをめぐらせて自分のまちの未来を描くことによって、合併した後の市民の心が一つになるような、そういう制定する手続そのものが武雄市民の一体感を生み出すのではないかという思いがありまして、今のところ制定されていないようでしたので、議題に取り上げさせていただきました。

確かに、これは緊急性のあるものではないと思います。市民憲章の一般的に言われている意義としましては、まちの理想像を掲げて空間環境的な達成目標を示す、また個々人の生活を快いものにするための社会生活的な努力目標を示す、また市民のまちに対する愛情を醸成し、まちづくりの参加意欲を喚起するというような効果がうたわれております。それと同時に、今言いましたように、市民憲章の制定過程自体が市民参加のまちづくりのシミュレーションになり得るということがございます。また、そのほかにも日本人の国民性を自覚させる、自分の住むまちへの愛情をはぐくむ。また、市民憲章というのは古語的表現が使われることが多いので、和語の意義を再認識させる。和語には単なる道具としての言葉の機能を超えた

イメージを呼び起こす力や心を開かせる力があり、声に出して読む美しい日本語の例としても意義があるとあります。それと、意外な効果としましては、総合計画の内容を監査する。これはどういう意味かといいますと、簡潔な文言の市民憲章の推進活動を継続することにより、まちづくりに対する問題意識を長期的に持続できるということで、総合計画をつかって、その計画の意義を、何といいますか、棚上げしないというか、つくりっ放しにしない、そういう意識を長期的に持続させるための効果もあるということです。また最後には、市民憲章は法律の限界を超える。これはどういう意味かといいますと、法律というのは悪い行いを抑止することはできても、よい行いを促進することができないと。こういう意味で、市民憲章というのが、今、まちづくりのツール的な感覚で見直され始めているということがありましたので、武雄の現状をお聞きした次第でございます。

具体的な例を1つ御紹介しますと、石川県の七尾市というのが各世代の6つのグループ、小学生グループ、中学生グループ、10代・20代、三、四十代、五、六十代、70代以上という市民グループでワーキンググループをつかって、市民憲章の作成に取り組んでおられます。その結果できた市民憲章を御紹介しますと、題名は「市民のねがい」、「古き歩みを誇りつつ 文化の薫るふるさとに 豊かな未来夢ひらく なみおだやかに碧(あお)光り ななおのまちに人集う おとなも子どもも手をつなぎ しあわせの和を広げよう」という市民憲章をつかっておられます。それと、独創的な市民憲章といたしましては、大阪府の交野市の市民憲章なんですけれども、漢字1文字で「和」で市民憲章とされている。括弧書きとして「(自然と・文化と・人と)」ということで、その「和」というのを市民憲章として取り入れられていると。

これは、あと市民憲章ではありませんけれども、皆さん御存じの聖徳太子の十七条の憲法第1条の冒頭、「和を以て貴しと為し」と。この文言というのは、聖徳太子が生まれた時代、官僚が汚職を繰り返し、血縁者同士が権力争いで血を流し合う、そういう時代を悲しんでつくられた憲法でございます。なぜ「和を以て貴しと為し」とするかというと、人は互いに和し合うことが難しい、つまり人は仲よくすることが難しいから和をもって大切なことと考えるように努力しよう。今、この武雄では大きな争いが、といいますか、訴訟なんですけれども、私も選挙期間を通じまして、いい悪いではなく、単純にもう感情的なわだかまりといいますか、市民の間にそういうわだかまりがあるのを感じておりました。やはり5万人、5月末で5万1,423人だったと思いますけれども、この武雄市民が力を合わせて一つになって発展に尽くしていくためには、そのために市民憲章の制定運動というのが一助となればという思いがありまして、提案させていただきました。現実問題としては、ちょっと訴訟の問題が落ちついてから、また大町との合併等の話もありますし、すぐということは無理かもしれませんが、そういう意味を込めまして、市民憲章の必要性につきまして再度市長に認識を確認させていただきたいと思っております。お願いします。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

まず、聖徳太子の十七条の憲法について、その「和を以て貴しと為す」というのは、厚く三宝を敬えと、これは仏教の用語であって、私よりも議員のほうがお詳しいと思いますけれども、その中で和をもってたつとしとするということは、徹底して議論をした上に決まったことについては和をもってそれをたつとしなさいと。仲よしがその前提ではなくて、徹底して議論した上で決まったことについては一致団結しなさいということが聖徳太子が一番述べられた言葉で、これに哲学的な深遠な言葉があるというふうに思っております。まさに今の武雄市に求められているのは、私はそこだというふうに思っております。この場であえて1億3,000万円の訴訟費用のことを云々言うつもりはもうありません。しかし、考えなければいけないのは、やはりいろんなわだかまり、そしていろんなことがあるのは私自身も承知をしております。何が解決するんだろうかということに哲学的に考えた場合には、やはりハイデガーが言ったように時間しかないと思います。これはもうあえて申し上げませんが、私も仲よくしていたお医者さんで、徹底的に市民病院の問題で反目したお医者さんが何人かいらっしゃいます。しかし、やっぱり時間というのはいいですね。薬ですね。今またがちやっと仲よくなる。それはやっぱり時間だと思うんですよね。だから、私とすれば、手を自分からは引っ込めないと。差し出した手を引っ込めないということで、前日、古賀医師会会長さんが私に握手を求められてこられたんですね。ある場で、政治的な集会の場で。私はもう手が握りつぶれるぐらいにぐっと握って、いたたと言うぐらいにさせていただいて、やっぱりそこに気持ちが多分通じると思うんですよね。ですので、そういう意味からすると、それと市民憲章の云々というのは私にはちょっと難し過ぎて実はよくわからないところがあって、一つ一つ問題、課題を丁寧に話し合いながら時間をかけてしながらすると、ちゃんわいまとまるのかなということを思っております。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

1番朝長議員

○1番（朝長 勇君）〔登壇〕

ありがとうございます。

どちらにしても、今、9割近くの自治体が多分市民憲章を持っているんじゃないかと思えます。時期を見てといいますか、適当な時期、ころ合いを見て取り組むような方向で考えていただきたいと思っております。

それでは続きまして、2番の子ども手当と給食費の問題に移らせていただきますけれども、

これは先ほどの3番の上田議員の質問でも出てきましたが、市長の答弁で給食費の納付率が99.52%ということだったんですけれども、これは件数ベースでもしわかれば去年の実績を教えてくださいたいと思います。お願いします。

○議長（牟田勝浩君）

浦郷教育部長

○浦郷教育部長〔登壇〕

児童・生徒の数で申し上げますと98.7%の納入率という形になっています。

○議長（牟田勝浩君）

それを件数ベースで。

○浦郷教育部長（続）

件数というのは、世帯当たりと人数当たりありますけれども、児童・生徒の人数当たりで98.7%の納入率ということでございます。

5月31日現在、51人という形になっています。

○議長（牟田勝浩君）

1番朝長議員

○1番（朝長 勇君）〔登壇〕

ありがとうございます。

納付率というのは、都会に比べればはるかに高いというのも認識はしております。私も去年まで育友会の会長等をさせていただいておりまして、過去3年ぐらいはやっぱり納付率100%を達成してきた経緯もあります。しかし、やはり一件でもあると、先生とか育友会の役員等が家まで出向いて、先生たちも本当に本来やるべき業務ができなくて困っておられるという事態は、非常に精神的な部分も含めまして苦痛を強いているというのが現状でありまして、子ども手当というのが出まして、それと給食費を相殺するという考え方が出てきたと思いますけれども、そもそも子ども手当は子ども手当として、これも子ども手当もいつまで続くかという話もありますし、給食費そのものを無償にするような提案を市長会等でできないかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（牟田勝浩君）

浦郷教育部長

○浦郷教育部長〔登壇〕

先ほども市長のほうから話があったと思いますけれども、学校給食の未納の原因といたしまして、保護者の責任感や規範意識の不足というのが未納の全体の60%を示しているということが一つ大きな問題でもあります。それから、武雄市内は小・中学校全部完全給食ということで実施をさせていただいておりますけれども、県内では佐賀市とか鳥栖市については学校給食がなされていないという現実もございます。そういう状況の中では、市長会のほうに提

案という形にはなかなか今の現在の状況ではなり得ないというふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

1 番朝長議員

○1 番（朝長 勇君）〔登壇〕

そここの地域ごとのちょっと事情があって、統一的なというのはできない、難しいのかなと感じました。わかりました。

それでは、次のみんなの政策集について、これも大分議題としては上がっておりますが、ちょっと私なりの質問をさせていただきたいと思います。

まず、全体としての考え方でございますけれども、いろんな政策が上げられておりますけれども、やはりおのおの政策を個々に考えるよりは、一石二鳥、三鳥、ユリウス・カエサルみたいに一石五鳥、六鳥というのは難しいかもしれませんが、やはり何かやるんだったら二つ、三つ効果をねらって働きかけを行って、最終的には市民が自発的に問題解決に取り組んでいけるような仕組みやきっかけづくりを提供することに重点を置くべきとまず考えておりますけれども、それについて基本的な考え方について市長の考えをお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

みんなの政策集について申し上げますと、やっぱり政策と言うと、何か非常に一般の市民の方からすると難しいとか縁遠いということがあって、政策というのはあくまでも手段なんですよね。だから、目的をどうするかということで、今回、私としては、これは日本で多分初めてだと思いますけれども、例えば、みんなの政策集の第1に掲げましたけれども、これは山内町在住の72歳の女性、これは末藤議員と議員候補だったときに集会をやったときに言われた言葉で、「もう、車の免許は返還してしまいましたし、この地区はバスも通らないです。しかし、買い物に行きたいし、病院にも行かなくてははいけません。何とかならないでしょうか」という声を受けて、政策としてみんなのバスを入れているということなんです。このほうがわかりやすいんですよね。苦い薬もコーティングをするということで要は入っていくと。そのときに、私も総務省に12年間籍を置いてきて、政策が複合的に効果を発揮しなければいけないというのは重々承知しているつもりであります。その中で、これを一つ例にとると、まずこれは福祉対策があります。それと、みんなのバスについてはコミュニティーの再生、例えば、どこにだれが行くとかというのは、そこでおのずと話ができるということでコミュニティー再生という機能があります。それと、このバスに乗って実際お買い物をしていただくということがあると地域経済の活性化があります。そして、このバスに乗って、例えば、病院にいらっしゃるということであれば、健康、福祉に入るかもしれませんが、

一つ置くと医療対策というのがあります。そういった政策というのは、少なくとも我々が考えるのは、もう政策一つで複合的な要因をしなきゃいけないということで考えておって、じゃあ、それがどれだけ効果を生むのかということについては、実際これをしてみないとわからない部分というのはやっぱりあるんですよ。ですので、それは不断に検証しながらよりよきものにするということと、これは4年間のお約束ですので、また4年間たったときに御判断を有権者の方々からしていただくということがみんなの政策集の基本的な考え方であります。

○議長（牟田勝浩君）

1 番朝長議員

○1 番（朝長 勇君）〔登壇〕

そういうことで、複合的な目的を持たせてといたしますか、私がみんなの政策集を読ませていただいて効率的にできるんじゃないかと考えましたのが、まずみんなのバスと見守り隊について、現状については大体もう説明ありましたので省きますけれども、バスによる移動だけではなくて、いろんな面で助けを必要とされている弱者の方が家の前に旗を立てておいて助けを求める。例えば、どこかに行きたいよというときに旗を立てておいて、みんなのバスで旗が立っていれば拾っていくとか、個人情報の問題とかもあると思いますけれども、今回、試行期間ということで6カ所されるということで、そういう制度を説明して、これは見守り隊の機能もみんなのバスの機能と合わせたような効果がねらえるんじゃないかと考えましたので、ちょっと提案をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

多分議員がおっしゃることで、まず旗を立てるとというのが例示で出ましたけど、多分20年前だったらそれでよかったと思うんですが、今、旗を立てたら途端に空き巣に入られますね。恐らく旗を立てたら、そこに人がいると。しかも、高齢者がいらっしゃることになると、これはプライバシーの問題の前に、金品盗難の危険性が非常に高くなるということから、これはちょっとおおよそ現実的ではないのかなと思います。そして、これはあくまでも日本は法治国家でありますし、私もみんなのタクシーというふうにしていないんですね。これは白タクになってしまいますので、みんなのバスといったときには一定の不便性というのも甘受しなければいけないというふうに思っているんですね。あくまでもタクシーの運送業者の方がいらっしゃいます。あるいはバスの運送業者もいらっしゃいますので、そこをある意味補完をする立場というのもこの制度についてはあるわけですよ。したがって、どこに行く、だれと行く、あるいはどの時間帯に行く、そしてどの場所でおろすのかというのは、基本的にバスとして時刻表を決めながら運用するというでないと、恐らくこれはさまざまな法

律にひっかかる危険性があると思います。したがって、これは有償ではできませんので、無償ということについてもこれはコストがやっぱりかかるんですよね。かかるけれども、有償でできない一つの理由というのは、有償ですと道路運送法に必ずひっかかります。これはタクシーとの競合になりますので、そういう意味では無償にしなければいけない。ただ、繰り返し申し上げますけれども、タクシーと共存共栄を図るために、一つの今のところの案として、みんなのバスは8人乗りと仮定すると6人以上でないと走らせないと。時間帯も何時から何時までというのはきちんと制限を加える必要があるだろうというふうに思っておりますので、ここで政策の、例えば、みんなの見守り隊と一緒にするということになるのと、かえって議員がおっしゃっている目的からちょっとずれてしまうのではないのかなという認識を持っております。ただ、議員がおっしゃるように、さまざまな機能を持たせなきゃいけないということについては全く同じでありますので、それは議員が御指摘のように、実際走らせながら、みんなのバスを走らせながら、またいろんな課題とか問題点とか浮かび上がってくると思うんですよね。そこで柔軟に取り入れていくということが求められているのではないのかなと、やわらかい市政を目指していきたいと、このように思っております。

○議長（牟田勝浩君）

1 番朝長議員

○1 番（朝長 勇君）〔登壇〕

まだ試行段階ということで、もし事情を説明して弱者の方が参加してもいいという方がモデルケース的な試験ができないかなという思いがしましたので、今の時点ならば制度設計に試験的にできるんじゃないかという気がしましたので、ちょっと御提案させていただきました。

それでは続きまして、高齢者大学についての現状と今後の予定。これについては、市長も御存じだと思いますけれども、寿大学というのをされていた皆様方が非常に強い要望を持って、もう待ち望んでいらっしゃると思いますので、現状と今後の予定について御説明をお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

高齢者大学につきましては、私のみんなの政策集の中に掲げております。16番のところに掲げておりますけれども、このように書いております。先ほど議員が御指摘のあった、「寿大学と言って老人大学があったのですが、無くなってしまい、とても残念です。学ぶ場があったら、武雄市はもっともっと良くなるのに。」と。これは武雄町の在住の方から伺って、これをみんなの政策集に入れております。そこで私は、「歳を重ねれば重ねるほど学ぶ意欲が増す、とどなたもおっしゃいます。そのような真剣なお声を受けて、22年度秋に、武雄市



高齢者大学（仮称）を開講します。」と。私のネットワーク、いろんな大学と今関係がありますので、東大、早稲田、慶応、関西大学、九大などのネットワーク、さらには病院問題でいろんな御指導も賜りましたので、お医者さんであるとか医学部の教授の皆さんのネットワークと、もう1つは武雄市内にも、これに限らずさまざまな先生になっていただく方々もいらっしゃるしますので、市内外の一流の教授陣をお迎えして講義に当たっていただくということで計画をしております。運営方法、活動内容等については、これはさまざまな立場の方がいらっしゃるんですね。その代表者を構成員として、準備委員会を議会が終わると直ちに設立をしたいと思います。準備委員会。その場で実際の立場の異なる方々とか考えの異なる方々の意見を集約するという形で、秋ですので、10月開講を目指したいと、このように思っております。ただ、これについても予算がかかりますけれども、今、非常に厳しい財政状況に陥らざるを得ませんので、これについてもちょっと財政状況を本当に判断しないと武雄市全体が財政運営ができなくなる危険性があります。それは、裁判等の状況をきちんと見ながらやったりする必要がありますが、これは中身じゃなくて、予算の面でそれはちゃんと考えなければいけないと。ですので、一応計画としてはこうですけれども、これは訴訟に関する費用等々を見ながらきちんと検討していく必要があるだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

1 番朝長議員

○1 番（朝長 勇君）〔登壇〕

わかりました。寿大学で学ばれた方々については、もう既に組織的な基盤といいますか、もうあしたからでもというような体制ができていらっしゃるようで、文化会館等とかの会場を武雄市の名前で貸していただくような仕組みを提供していただければ、講師等も自分たちで連れてきてもいいしというような非常に前向きな意見を持っていらっしゃいますので、10月開講ということで、ぜひ充実した内容で検討をしていただきたいと思います。

それでは続きまして、お結び課についてですけれども、これも大体现状等の説明はありましたけれども、次の質問といたしまして、多分そういうお結び課、－〔発言取り消し〕－等の問題というのは……（「それは不適切発言ばい」と呼ぶ者あり）武雄だけではないと思うんですけれども、理想としては、武雄の方同士が結婚していただいて武雄に住むというのが理想だとは思いますが、やはりその本人さんのことを考えれば、近隣の自治体との連携もしながら情報交換をして、結果的には武雄から引っ越して出て行く方もおられるかもしれませんが、その辺はもうお互いイーブンということで、まずその方、困っていらっしゃる方のことを考えれば、近隣自治体との情報交換をしながらそういう出会いの場をもっと広げていくべきではないかと思っておりますけれども、これについて御意見をお願いします。

○議長（牟田勝浩君）

暫時休憩いたします。

休	憩	16時48分
再	開	16時50分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

朝長議員より発言の内容を削除したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

では、質問を続けてください。（発言する者あり）樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

お結び課について、基本的な考え方を私から申し上げます。

お結び課については、私はまず、ここは議員と見解が異なりますけれども、やはり市内がまず最初だと思うんですね。これだけ、例えば、196.48平方キロメートルの中に、本当に困っておられる方々が多数、周辺部を中心にいらっしゃるといったことからすると、例えば、若木町の方と山内町の船ノ原の方が結婚するといったこと、あるいは東川登の方と川良の方が結婚をされるということのほうで、多分市民の感覚としてそちらのほうになじむのではないかなと思っておりますので、お結び課の活動によってそれを排除するつもりは余りありませんけれども、結果的に市外の方に嫁いでいくということ認めないとか、そういうあこぎなことはしませんけれども、とにかくまず市内の中で、実際お困りになられている方が、切実な声があるんですね。ですので、まずおにぎりと同じで、おむすびと一緒に中を固めて、だんだん、ちゃんわい外に持っていくという形のほうが多分市民の共感は得られるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

1 番朝長議員

○1 番（朝長 勇君）〔登壇〕

まず、先ほど不適切な発言がありましたことをおわび申し上げます。今後、気をつけてまいりますので、よろしく願いいたします。

先ほどのお結び課についての答弁でございますけれども、まず市内の方同士の縁結びを優先するというのは、これはもちろん私も賛成でございます。段階的に見つからないときにこの視野を広域的に広げていくというのは、後々の対応としては必要なと考えております。

それと、次の質問ですけれども、お結び課について、業務内容が結婚を望む方同士を引き合わせるということがメインの業務内容になっているようでございますけれども、それとあわせまして、今の少子高齢化の現状等を市民に周知しながら、結婚して子どもば育てんばいかん、次の世代ば育てんばいかんというような啓発活動をやすることも必要ではないか、どち

らかというところらに重点を置いていくべきではないかという私は気がしております。昔はやっぱり親戚総出で嫁さん探し、婿さん探しというのをしていた。それは、やっぱり子ども、次の世代を育てていかんばいかんと、そういう意識が強かったからだと思います。そういう意味において、そういう意識づけをしていく、啓発をしていくという活動については、今後の予定としては考えられないでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私は、お結び課の政策概念の部分と子育ての部分というのは分けて考えるべきだと思うんですね。子育てのために結婚を云々ということになると、ますます、そしたらもう結婚、もうひとりでいいと言う方々も結構いらっしゃるんですよ。そういった方々が、いや、結婚生活というのはこんなにいいんだよということをする中で、ちゃんわいまたまとめていくということになりますので、それは私は議員とはちょっと見解が相違するかもしれませんが、少し分けて考えて、子育ては子育てのまたいろんなサポートのシステムもありますし、それこそが実際、例えばで恐縮なんですけれども、山内の今山の方と橘町の方が結婚したときに……（発言する者あり）いや、このお2人がじゃなくて、失礼しました。地区の中で実際どういうふうにご子育てをされているかというのは、その個別にやっぱり違うと思うんですよ。どこに、例えば、近くに保育園があるか、小学校があるかによっても違いますし、そこはその第2段階としてしっかりサポートをしていくということで、まずは仲を取り持つと。

そして、ちょっと随分誤解が市民の皆様方にもあるんですけれども、結婚される方、これは年齢は、もう結婚というのは気持ち次第だと思います。法定年齢があつて、それから上はもういつまでもあるというふうに思っております、その中で結婚をされるに当たって、なかなか本人同士がもうちゃんわいいかないと。そのときに、親御さんであるとか親戚の方々がやっぱりお結び課に来られると思うんですよ。ですので、そういう直接同士でなかなか厳しいことでも、そういう周りにいらっしゃる方々もやっぱりちゃんわいまとめながらしていくのがお結び課の政策概念だと私は認識をしております。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

1 番朝長議員

○1 番（朝長 勇君）〔登壇〕

わかりました。もう分けて考えてやっていくということかなと受け取らせていただきました。

最後でございますけれども、市有地の維持管理についてお尋ね申し上げます。

市有地の空き地なんですけれども、草が生えてどうしていいかわからないという声が私の

ほうに寄せられておりますので、これは財政課のほうに連絡すればいいということではございましたけれども、結構市民の方が空き地の管理についてどうしていいかわからないと戸惑っている部分もあったようでしたので、この場で質問させていただきます。よろしくお願ひします。

**○議長（牟田勝浩君）**

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

角政策部長

**○角政策部長〔登壇〕**

市が持っています土地につきましては、行政財産と普通財産と大きく2つに分かれるわけです。行政財産につきましては、道路とか、公園とか、そういうものでございますが、そういうところにつきましては管理している担当課が除草、あるいは管理するわけでございます。普通財産につきましては、今、実際施設がないとか空き地とかいうところについては、大体土地開発公社の土地であるとか、土地開発基金の土地であるとか、そういうたぐいのものが多いわけでございます。そういうところにつきましては、土地開発公社、あるいは開発基金の土地につきましては言われているように財政課のほうで管理いたしますが、なかなか市民の皆さんはわかりにくいかと思ひます。いずれにせよ、市のほうにこの場所が草が生えているよと言っただけならば、市の中で担当課はどこだというのははっきりわかりますので、即対応するということになるかと思ひますので、遠慮なく電話をしていただくということをお願いいたしたいと思ひます。

**○議長（牟田勝浩君）**

樋渡市長

**○樋渡市長〔登壇〕**

土日の問題がやっぱりあるんですね。やはり我々公務員の場合、私の場合は土日はありませんけれども、土日の問題については、ぜひこれは議員の皆さんにその任を果たしていただきたい。もう皆さん果たされていますので、あえて言う必要はありませんけれども、それが私は議員活動、住民サービスの一環だと思っておりますので、そういう、例えば、時間外の対応であるかということについては、もちろん職員も休んでいるからといって出ないというのはありません。例えて言うと、フジテレビの「新報道2001」でも放映されましたけれども、ゴールデンウイーク中に目の不自由な方が、黄色のプレートありますよね。道のところに黄色のプレートがある。でこぼこの、言葉がちょっとなかなか出てこないんですけども、そこの真ん前のところに鎖があったんですね。これは大事故につながる可能性があるんですね。この鎖がないと思っただけで歩いている方々が、実際、真新しい鎖があることによって、そこにひっかかって倒れるといたら、これは本当に命の危険性になりかねない。したがって、私がたまたま歩いていたときに市民の方からそういう話がありましたので、すぐ、

それはゴールデンウィーク中だったんですけれども、担当職員の方に電話をしたら、もう30分後には来ていただいて、それは取り外すことまではできなかつたんですけど、その次の日にはもう外しているということがありますので、それは私たちとしても臨機応変にします。ただ、我々の足らざる部分というのはやっぱりあります、どうしても。それはぜひ朝長議員を初めとして議員の皆様方に、補完的というか、補充的というか、言葉はありますけれども、役割を果たしていただければ幸いです。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

1 番朝長議員

○1 番（朝長 勇君）〔登壇〕

ありがとうございました。私たちとしても、市民生活の向上のために、できることは少しずつでもやっていきたいと思っております。

これで1 番朝長の一般質問を終わります。ありがとうございました。